新しく変わった
公益法人制度・公益法人会計基準と
税理士ができる支援について

いずみ会計事務所　税理士・浦田泉

※本セミナーの資料は、令和7年10月31日現在の公表事項を基に作成されております。

はじめに～会計事務所の皆様へ

【公益法人に対する、税理士の支援の可能性】

・公益法人（公益財団法人、公益社団法人）は税理士との顧問契約がない団体もあります

・税理士と顧問契約ではなく、監事や理事という立場で税理士が就任している団体もあります

・消費税を含めて法人税等の申告がある団体も、決算時のみという契約の団体もあります

・事務局人数は平均して4.5人という統計値もあり、会計や税務の専門家が事務局常駐してることが少ないです

・まだまだ税理士のニーズが浅いと思われている団体もありますが、このような制度改正、会計基準変更時は、専門家を必要とするお困りごとが増えるときなので、支援の方法はたくさんあります！

本日のセミナー概要

（1）公益法人制度のおさらい

（2）新公益法人制度の改正ポイント（2025年4月～施行）

（3）公益法人会計基準の見直し

（4）税理士の支援できる役割

（5）公益信託制度の概要（参考）

1.公益法人制度のおさらい
（1）公益法人制度改革と会計基準、公益信託制度の関係

・**「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告**（2023年６月）を踏まえた公益法人制度改革が進められており、**令和7年4月～新公益法人制度　施行**

・**公益法人会計基準についても、新制度に整合したもの**とすることが求められる

・「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告では、民間による公益的活動の活性化に向けて、公益法人制度改革に加えて**公益信託制度の抜本的な見直し**が行われ、これまでより使い勝手の良い仕組みとして生まれ変わる

1.公益法人制度のおさらい
(2)公益法人制度改革　これまでの流れ

改正前民法時代 公益法人制度スタート	・1898(明治31)年 民法施行 ・法人の設立は許可主義 ・主務官庁制
2006～8年公益法人制度改革 110年ぶりの大改革	・2008(平成20)年 公益法人制度改革関連三法 施行 ・法人の設立は準則主義 ・「法人格取得と公益性判断の分離」 ・「主務官庁制から一元的な委員会制へ」
2024年～ 今回の制度改革	・2025年(令和7)年 改正公益認定法 施行 ・2026年(令和8)年 新公益信託法 施行予定 **・「基準・規律・手続の柔軟・合理化」** **・「透明性向上・ガバナンス充実 等」**

行政改革の一環

「官から民へ」

新しい資本主義政策の一環

「民間の利便性向上」
「新しい官民連携」

出典:内閣府 公益法人等制度改革に関する対話フォーラム ～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～ 基調報告より著者編集

1.公益法人制度のおさらい
(3)公益認定基準の改正

1.公益法人制度のおさらい
(4)今回の公益法人制度改革スケジュール

1.公益法人制度のおさらい
(5)公益法人制度改革の3つのポイント

1.公益法人制度のおさらい
(6)新公益法人会計基準の3つのポイント

1.公益法人制度のおさらい
(7)公益信託制度

[redacted]

[redacted]

２.新公益法人制度の改正ポイント

2.新公益法人制度の改正ポイント

（1）財務規律の柔軟化・明確化―①中期的収支均衡

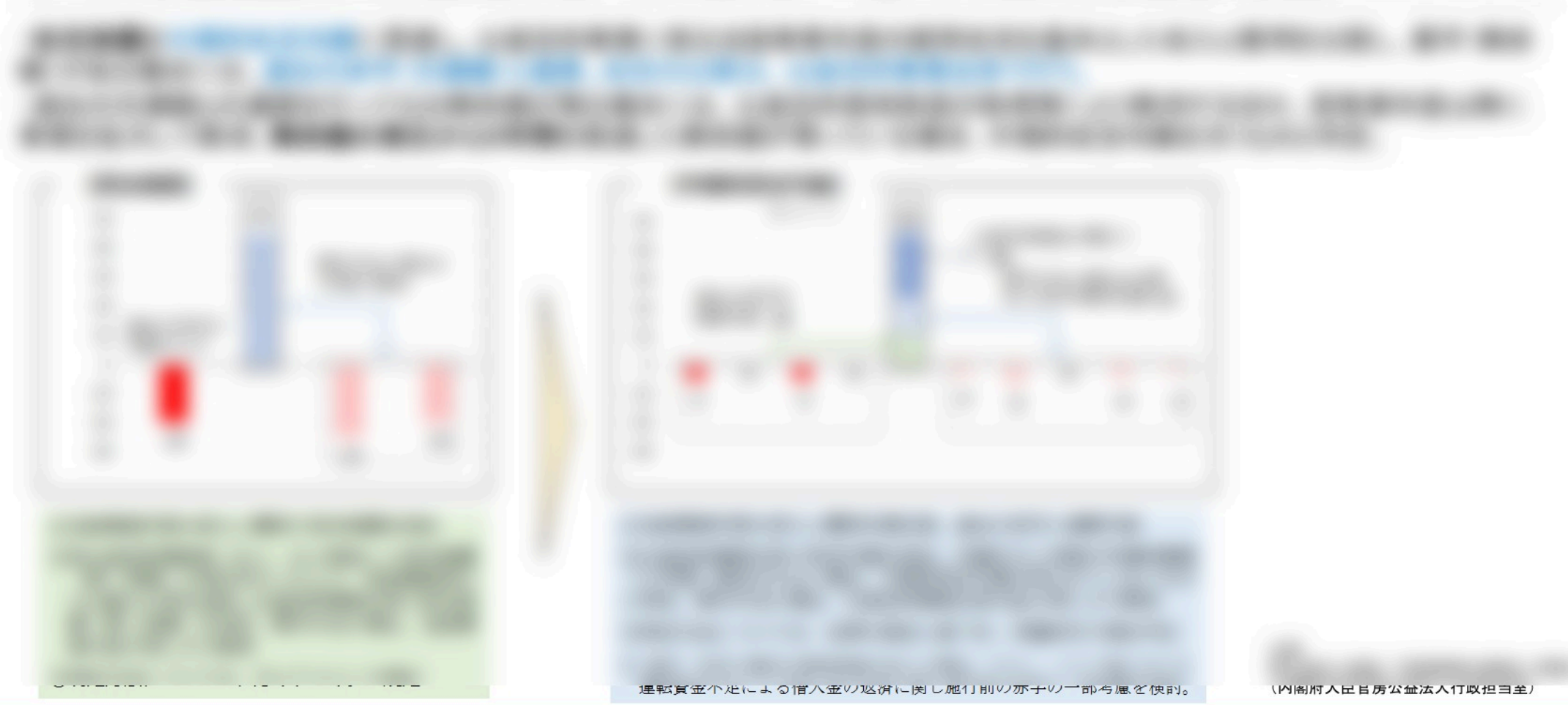

2.新公益法人制度の改正ポイント
（1）財務規律の柔軟化・明確化―①中期的収支均衡（全体）

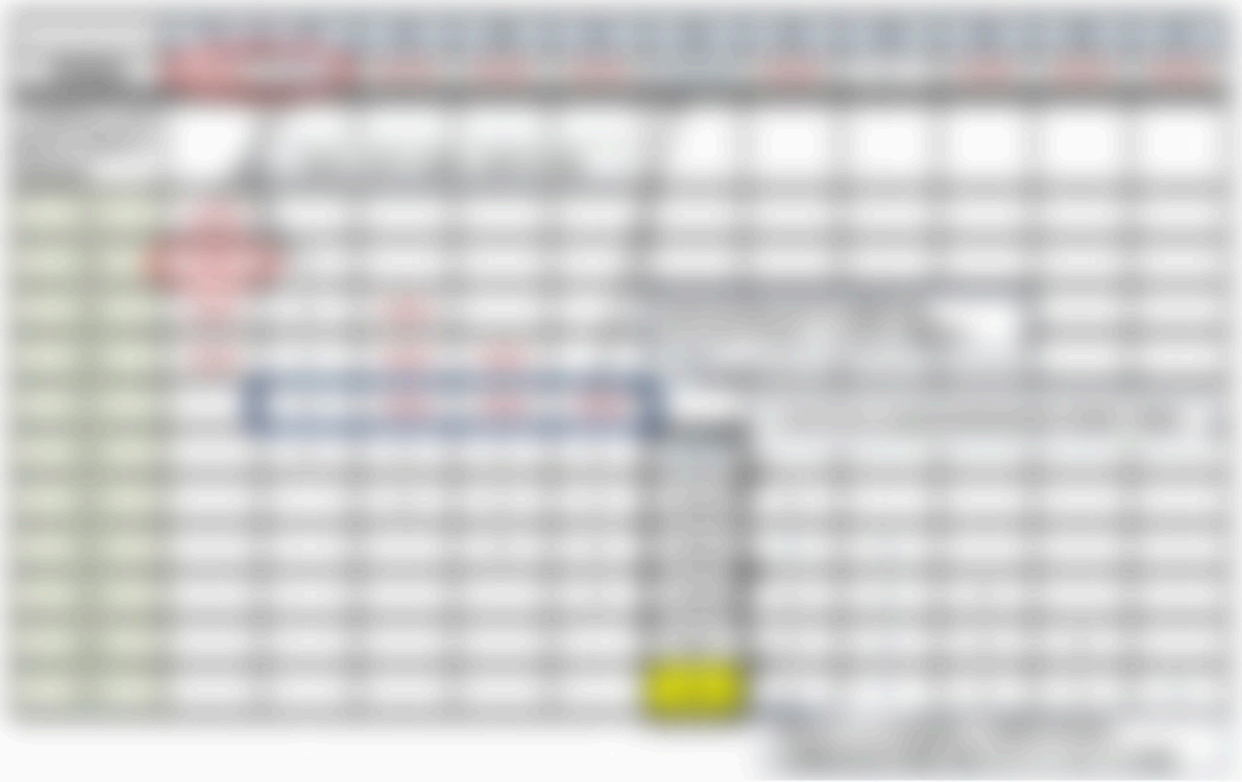

2.新公益法人制度の改正ポイント

（1）財務規律の柔軟化・明確化―①中期的収支均衡（単年度の計算：Step0～1）

2.新公益法人制度の改正ポイント

(1)財務規律の柔軟化・明確化―①中期的収支均衡(単年度の計算:Step2～3)

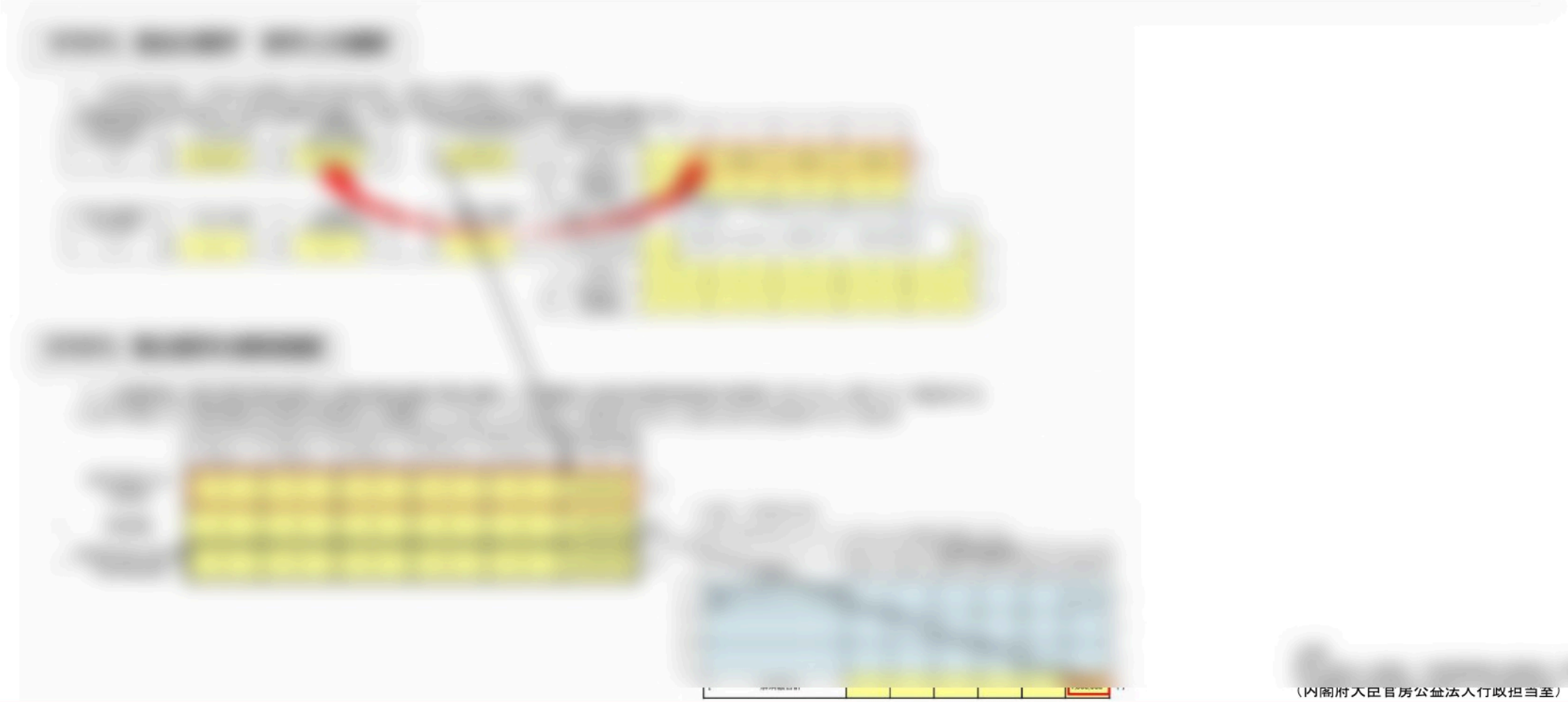

(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

2.新公益法人制度の改正ポイント

（1）財務規律の柔軟化・明確化―①中期的収支均衡（単年度の計算：Step4～5）

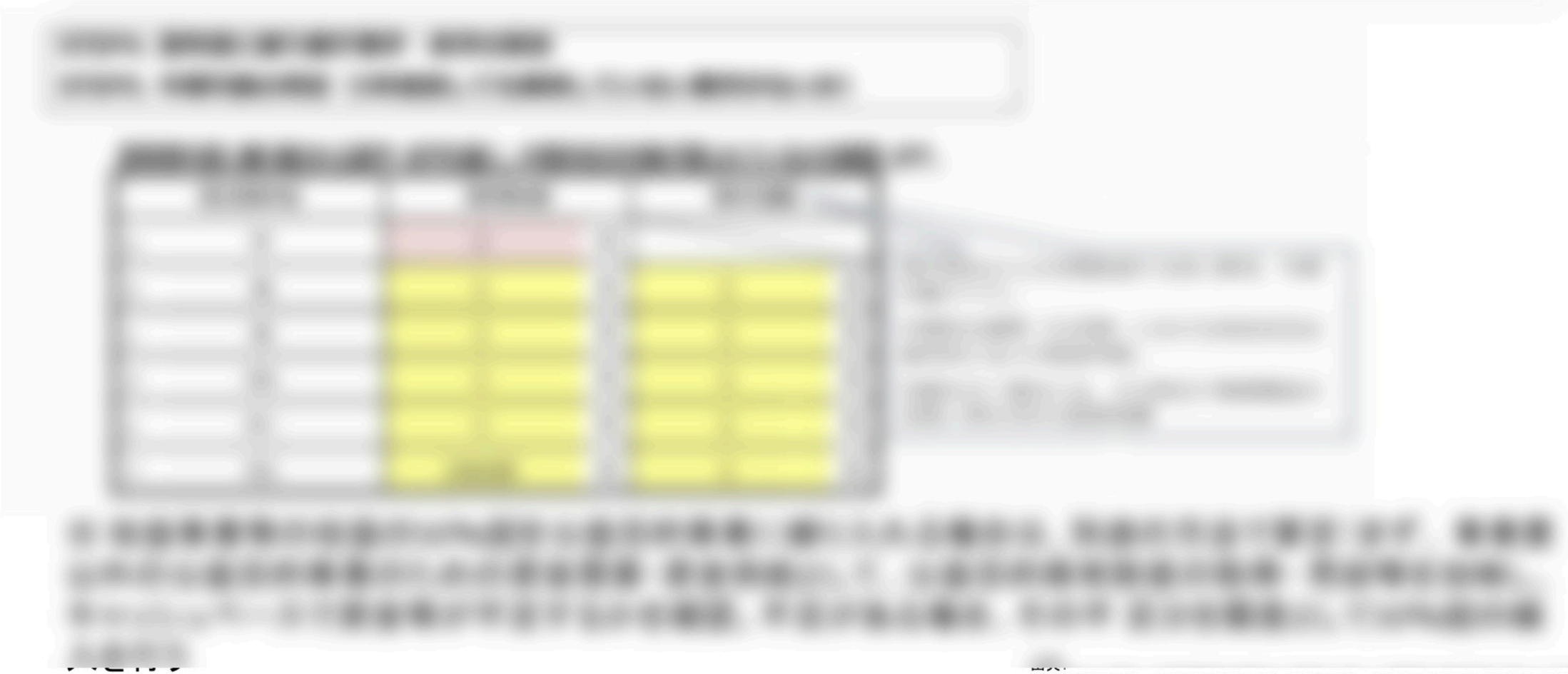

出典：
新公益法人制度～「財務規律の柔軟化・明確化」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
（1）財務規律の柔軟化・明確化―②公益充実資金の創設

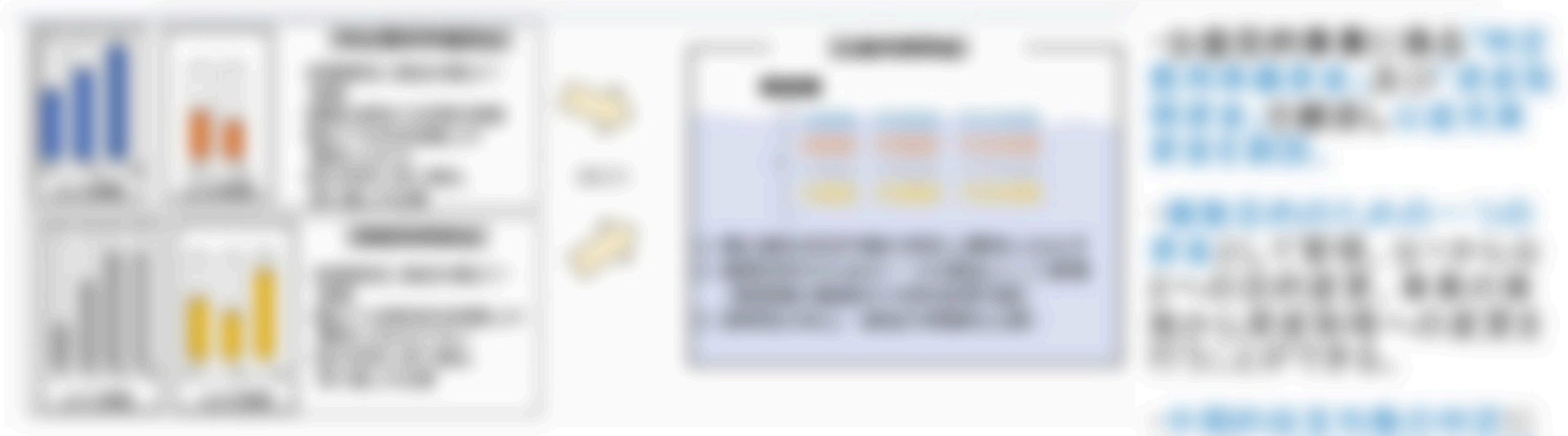

新公益法人制度～「財務規律の柔軟化・明確化」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
（1）財務規律の柔軟化・明確化―②公益充実資金の創設

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント

（1）財務規律の柔軟化・明確化

―③使途不特定財産（旧・遊休財産）の保有上限

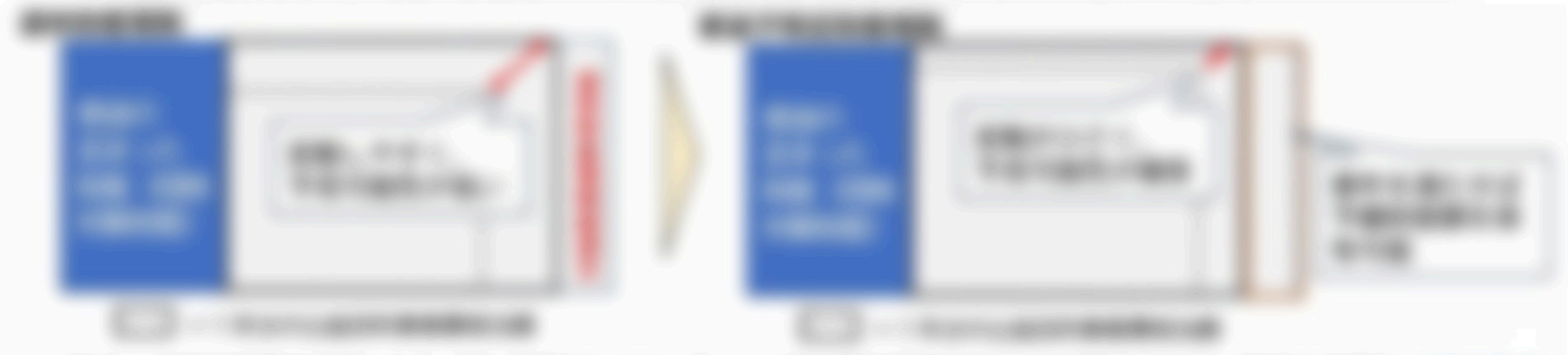

に必要となる公益目的事業財産（公益目的事業継続予備財産）を、保有制限の対象から除外。

出典：新公益法人制度～「財務規律の柔軟化・明確化」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
（1）財務規律の柔軟化・明確化
―③使途不特定財産（旧・遊休財産）の保有上限

2.新公益法人制度の改正ポイント
（1）財務規律の柔軟化・明確化
―③使途不特定財産（旧・遊休財産）の保有上限

2.新公益法人制度の改正ポイント
（2）行政手続きの簡素化・合理化

2.新公益法人制度の改正ポイント
（2）行政手続きの簡素化・合理化ー①欠格事由

2.新公益法人制度の改正ポイント
（2）行政手続きの簡素化・合理化ー②変更手続きの見直し

2.新公益法人制度の改正ポイント
（2）行政手続きの簡素化・合理化ー②変更手続きの見直し

2.新公益法人制度の改正ポイント
(2)行政手続きの簡素化・合理化ー③申請書の記載事項

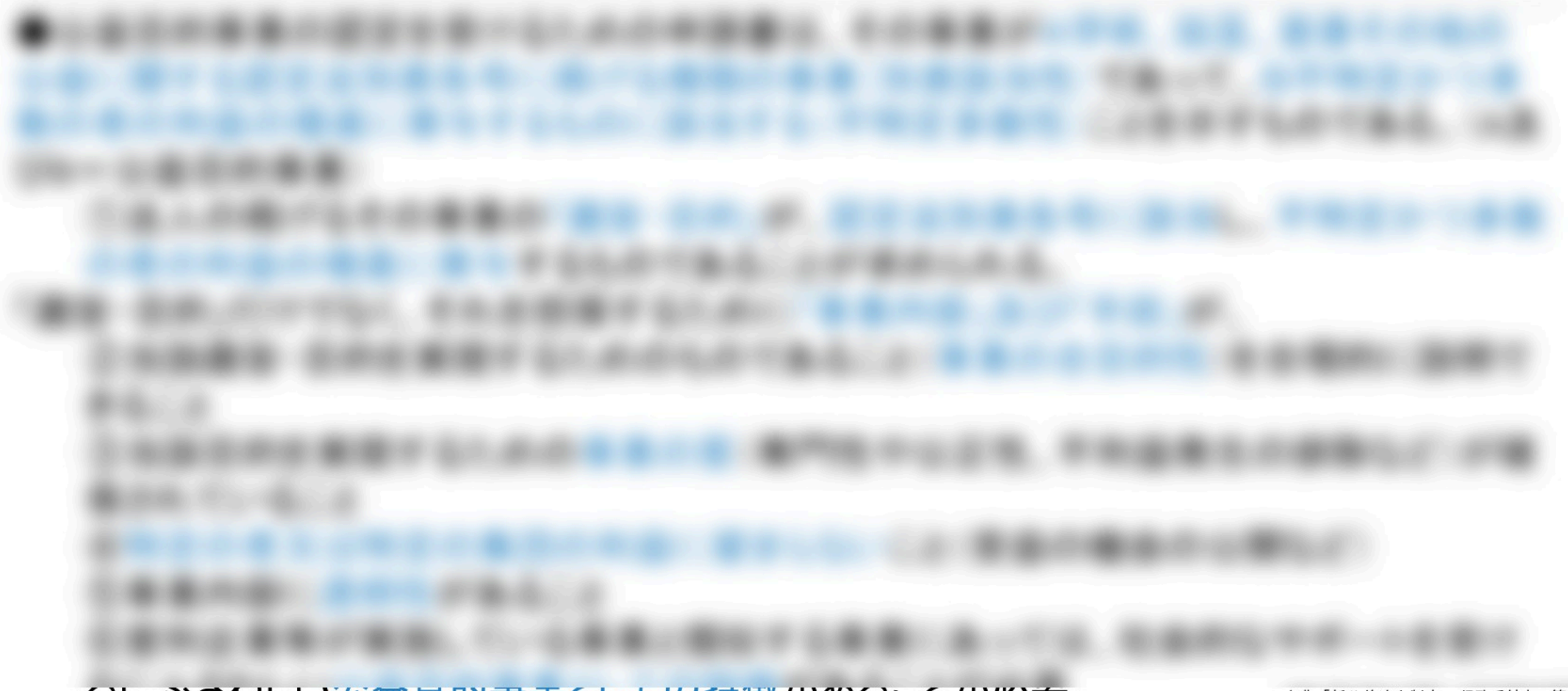

出典:「新公益法人制度～ 行政手続きの簡素化・合理化編 ～」
(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

2.新公益法人制度の改正ポイント
（3）自律的ガバナンスの充実と透明性
―①外部理事・監事の導入

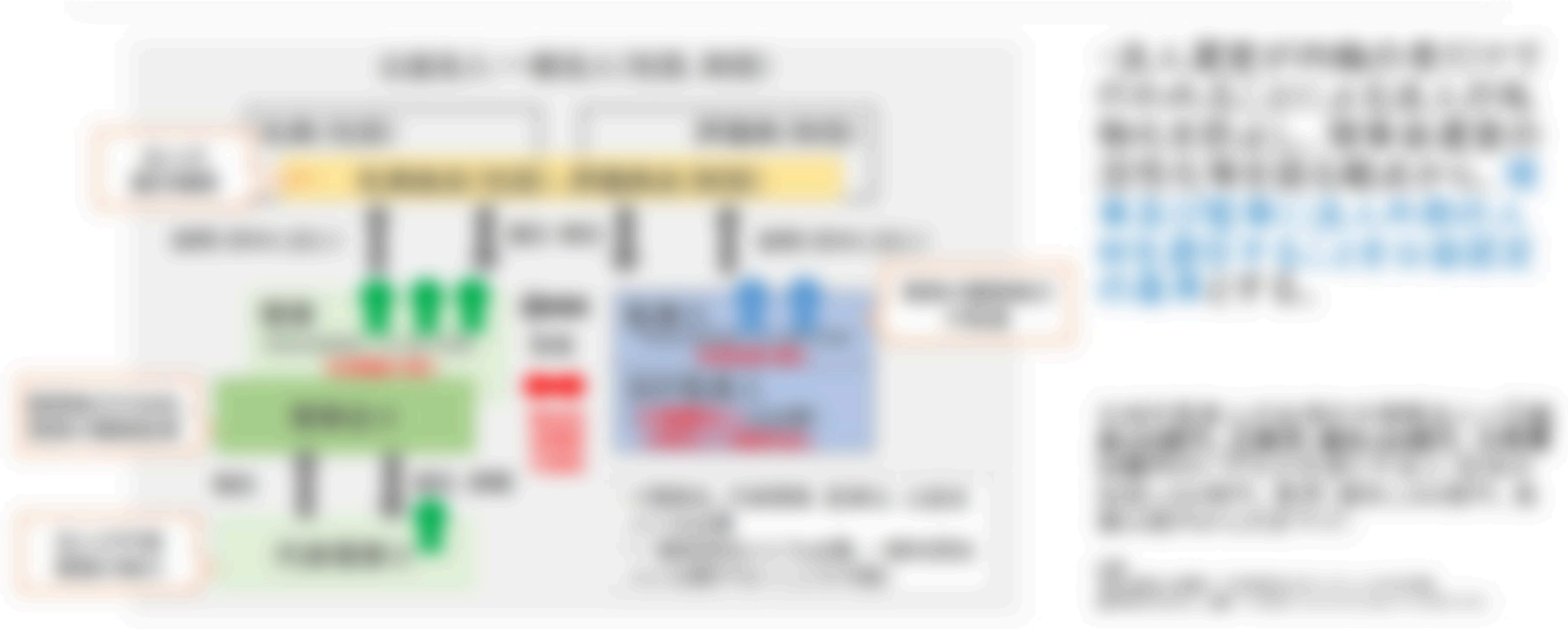

2.新公益法人制度の改正ポイント
（3）自律的ガバナンスの充実と透明性
―①外部理事・監事の導入

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
（3）自律的ガバナンスの充実と透明性―①外部理事・監事の導入

2.新公益法人制度の改正ポイント
(3)自律的ガバナンスの充実と透明性―②定期提出書類

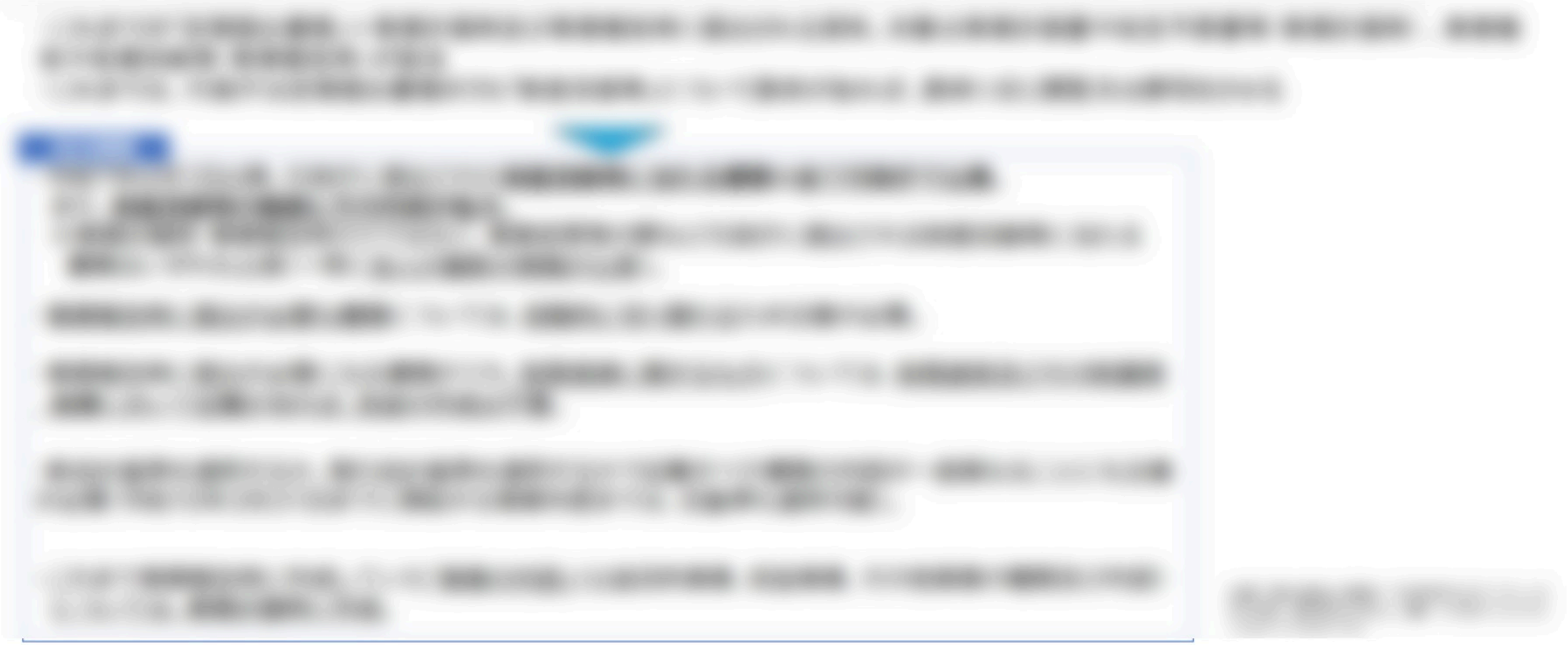

2.新公益法人制度の改正ポイント
（3）自律的ガバナンスの充実と透明性―③情報開示の強化

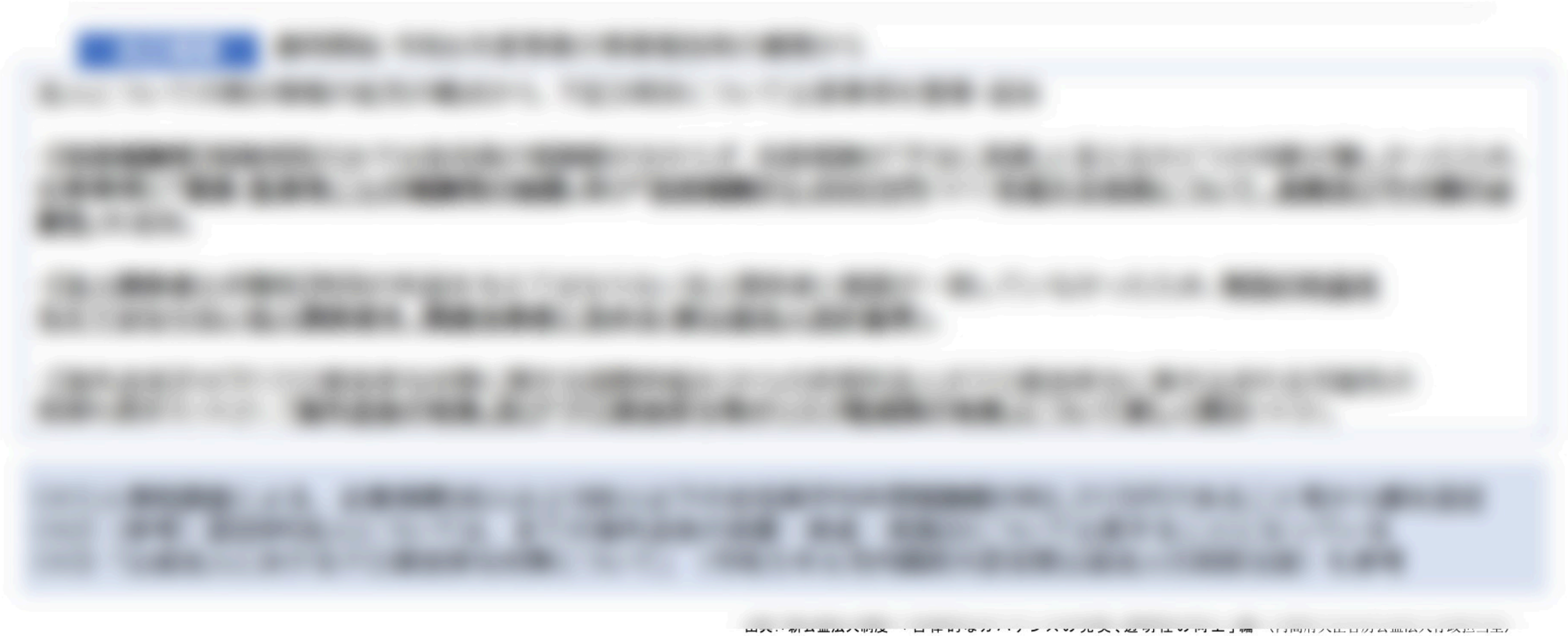

2.新公益法人制度の改正ポイント
(3)自律的ガバナンスの充実と透明性―④関連当事者との取引関係

出典:「新公益法人制度～「自律的なガバナンスの充実、透明性の向上」編～(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

2.新公益法人制度の改正ポイント
（3）自律的ガバナンスの充実と透明性―④関連当事者との取引関係

出典:「新公益法人制度～「自律的なガバナンスの充実、透明性の向上」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
(3)自律的ガバナンスの充実と透明性―⑤事業報告書の記載事項

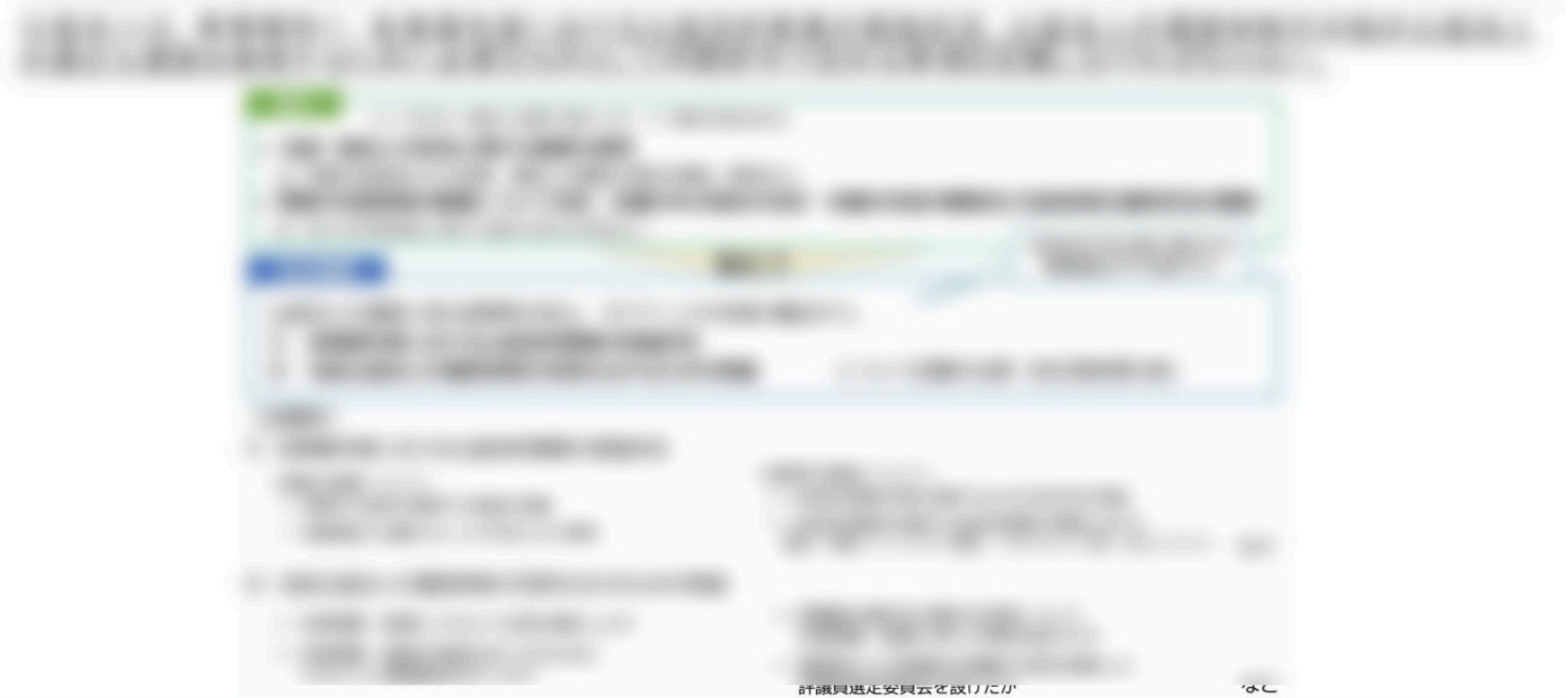

2.新公益法人制度の改正ポイント
(3)自律的ガバナンスの充実と透明性―⑥区分経理の原則化

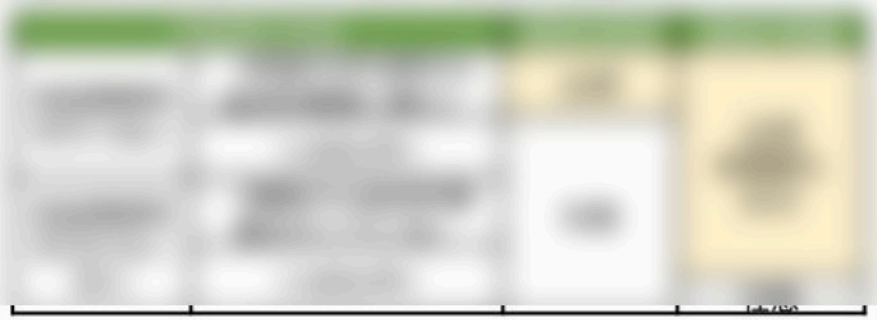

【これまでの方式】

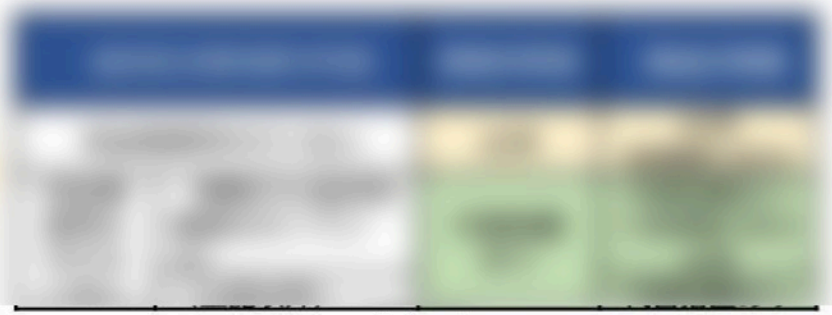

【改正】

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

2.新公益法人制度の改正ポイント
(3)自律的ガバナンスの充実と透明性―⑥区分経理の原則化

３.公益法人会計基準の見直し

3.公益法人会計基準の見直し
(0)全体的な枠組み

「令和5年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会)、「公益法人会計基準の運用指針(令和6年12月)」(内閣府公益認定等委員会)

3.公益法人会計基準の見直し
(1)財務諸表の表示様式の変更—①貸借対照表(資産の部)

3.公益法人会計基準の見直し
（1）財務諸表の表示様式の変更―①貸借対照表（純資産の部）

よる作成を許容

3.公益法人会計基準の見直し
(1)財務諸表の表示様式の変更―
②活動計算書(旧・正味財産増減計算書)

3.公益法人会計基準の見直し
（2）会計処理の見直し

3.公益法人会計基準の見直し
（2）会計処理の見直し

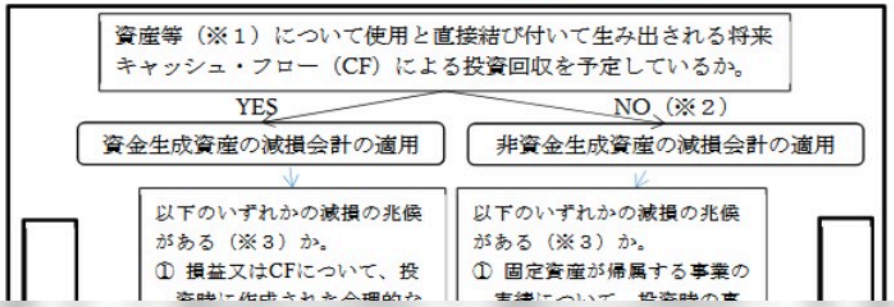

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

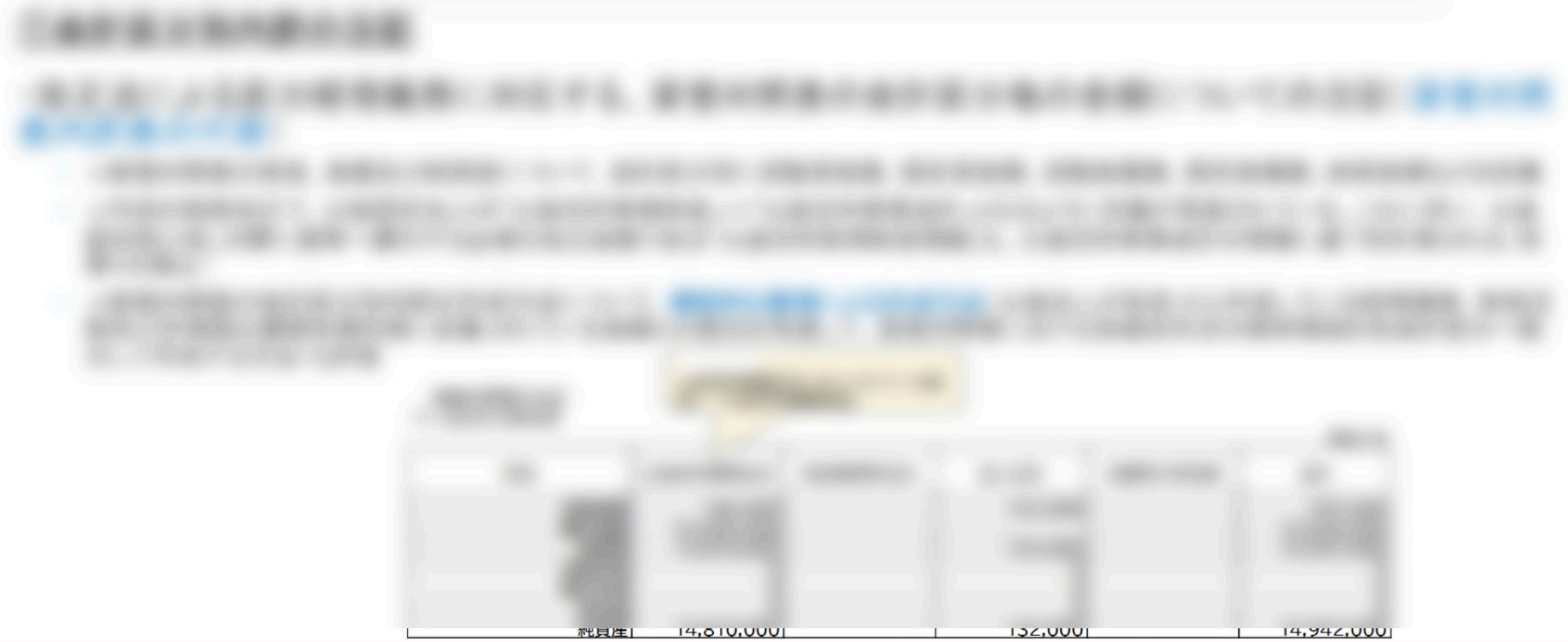

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化―①貸借対照表の注記

3.公益法人会計基準の見直し
(3)情報開示の強化
―②活動計算書(旧・正味財産増減計算書)の注記

期末純資産額	1,640	200	1,840

3.公益法人会計基準の見直し

(3)情報開示の強化

―②活動計算書(旧・正味財産増減計算書)の注記

3.公益法人会計基準の見直し
（3）情報開示の強化
―②活動計算書（旧・正味財産増減計算書）の注記

3.公益法人会計基準の見直し

（3）情報開示の強化

―③附属明細書における財務規律適合性に関する明細

3.公益法人会計基準の見直し
（3）情報開示の強化
―③附属明細書における財務規律適合性に関する明細

管理運営費用額	120,000	円

3.公益法人会計基準の見直し

（3）情報開示の強化

―③附属明細書における財務規律適合性に関する明細

3.公益会計基準の見直し
（4）小規模法人への配慮

4.税理士の支援できる役割

4.税理士の支援できる役割

（1）公益法人制度改正

4.税理士の支援できる役割

（1）公益法人制度改正

4.税理士の支援できる役割

(2)税理士向けチェックリスト(新公益法人制度・会計基準対応)

→その他/審査基準・会計基準等「公益認定等ガイドライン」

4.税理士の支援できる役割

（2）税理士向けチェックリスト（新公益法人制度・会計基準対応）

リスト：「公益法人information」サイトを参考に講師作成

4.税理士の支援できる役割

（2）税理士向けチェックリスト（新公益法人制度・会計基準対応）

リスト：「公益法人Information」サイトを参考に講師作成

4.税理士の支援できる役割

（2）税理士向けチェックリスト（新公益法人制度・会計基準対応）

リスト：「公益法人Information」サイトを参考に講師作成

5.公益信託制度

5.公益信託制度
（1）法改正のポイント

5.公益信託制度
（1）法改正のポイント

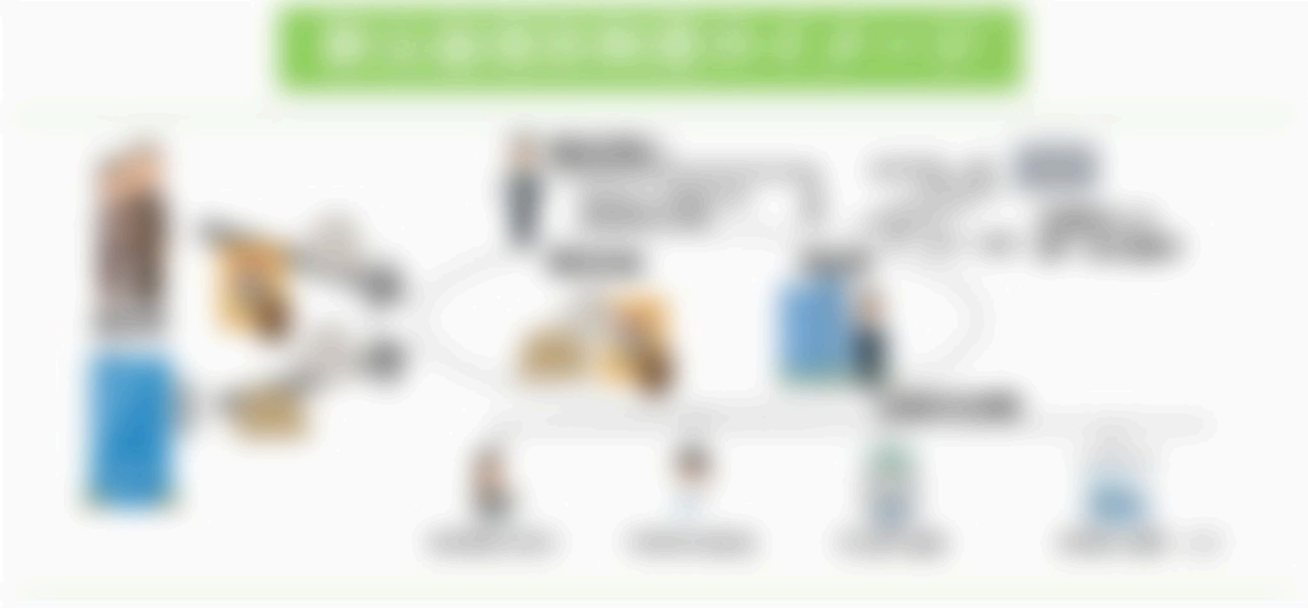

5.公益信託制度
(2)新しい公益信託制度

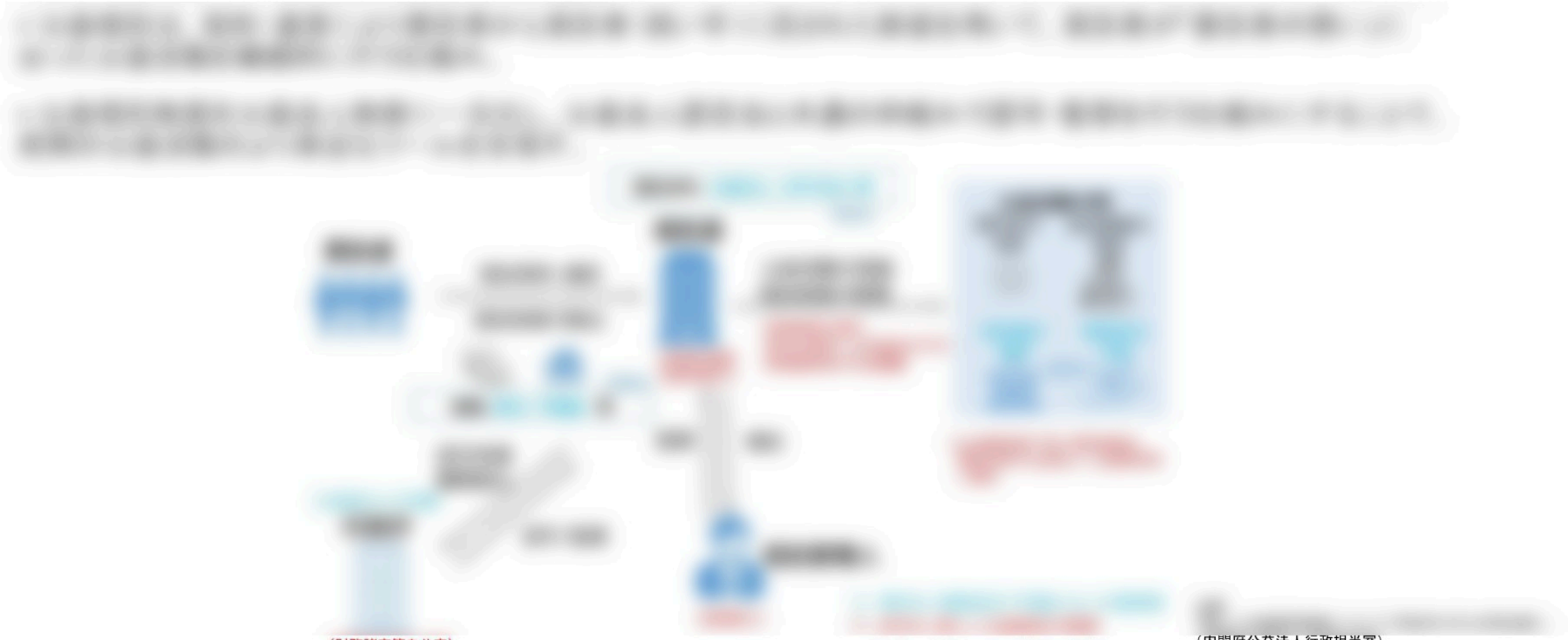

（財務諸表等を公表）

（内閣府公益法人行政担当室）

5.公益信託制度
(2)新しい公益信託制度

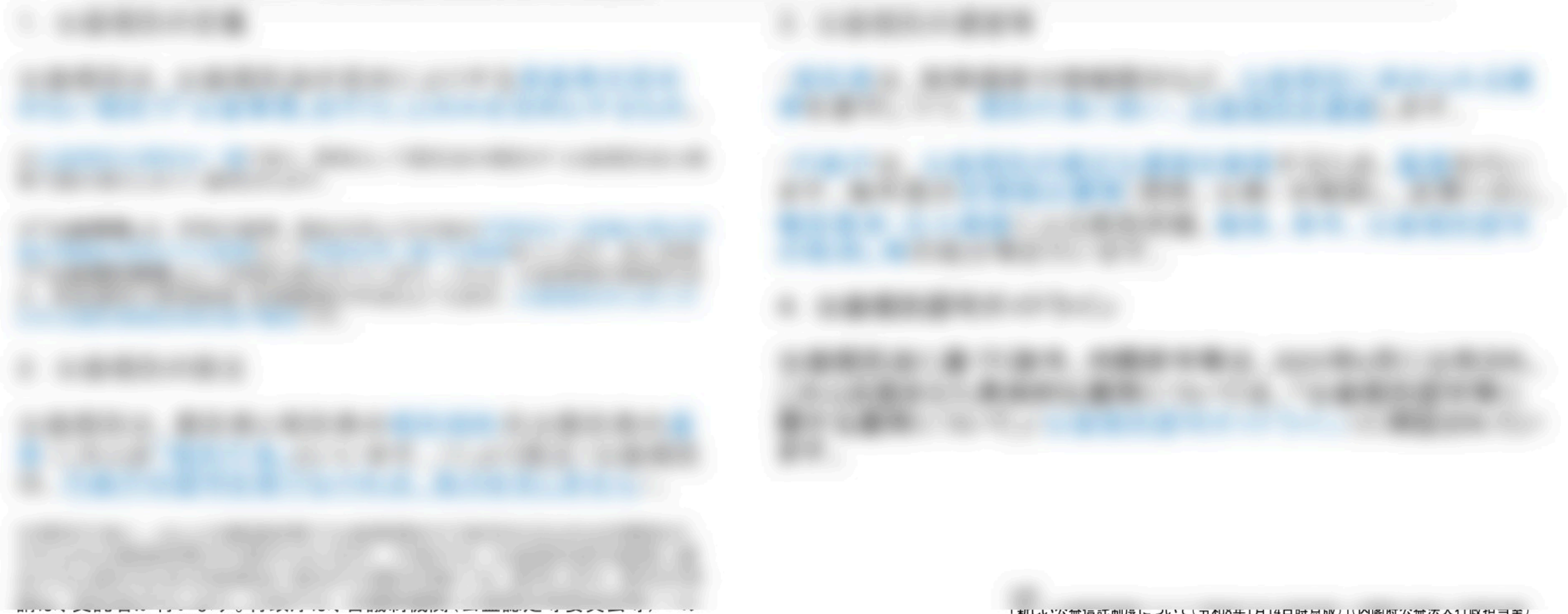

諮問・答申を経て判断します。

「新しい公益信託制度について（令和8年1月14日時点版）」（内閣府公益法人行政担当室）

5.公益信託制度
(2)新しい公益信託制度

5.公益信託制度
（2）新しい公益信託制度

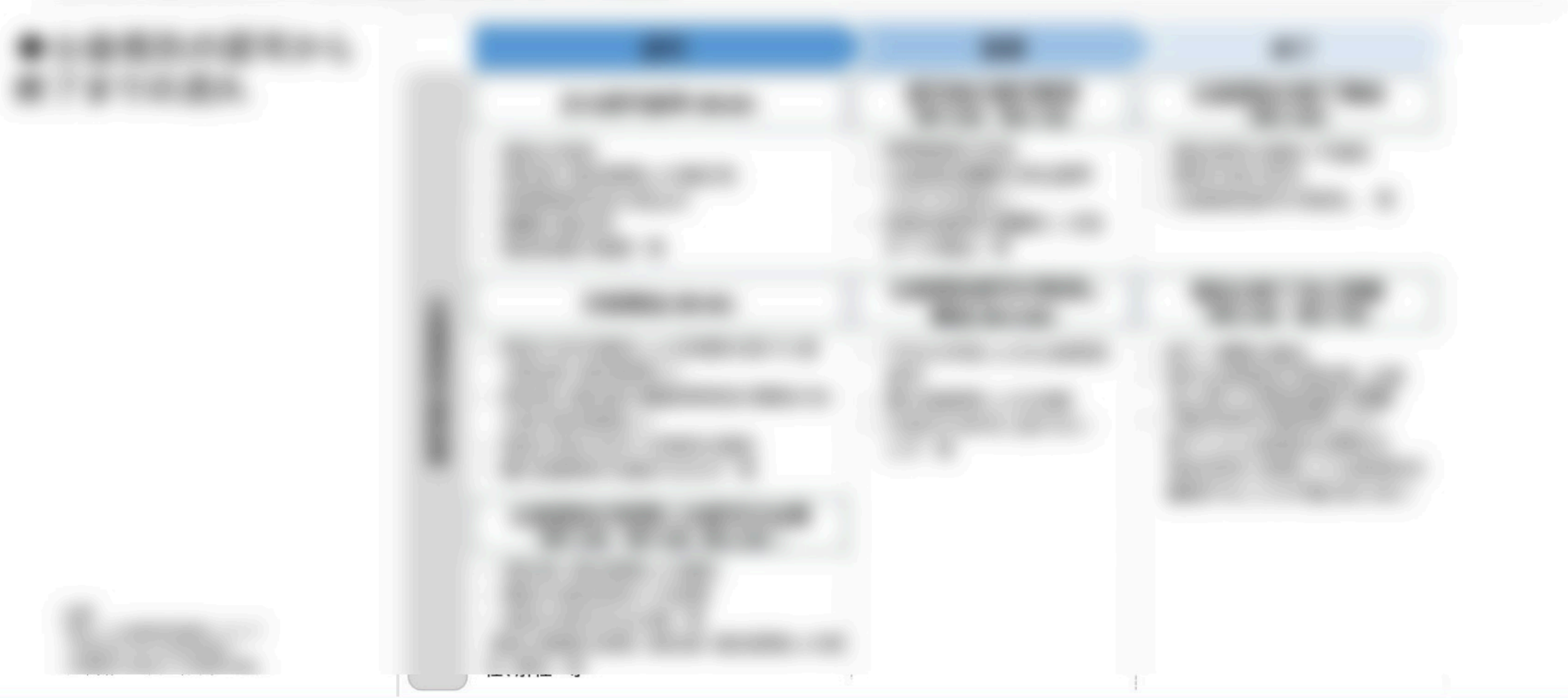

5.公益信託制度
(3)公益信託に係る主な税制

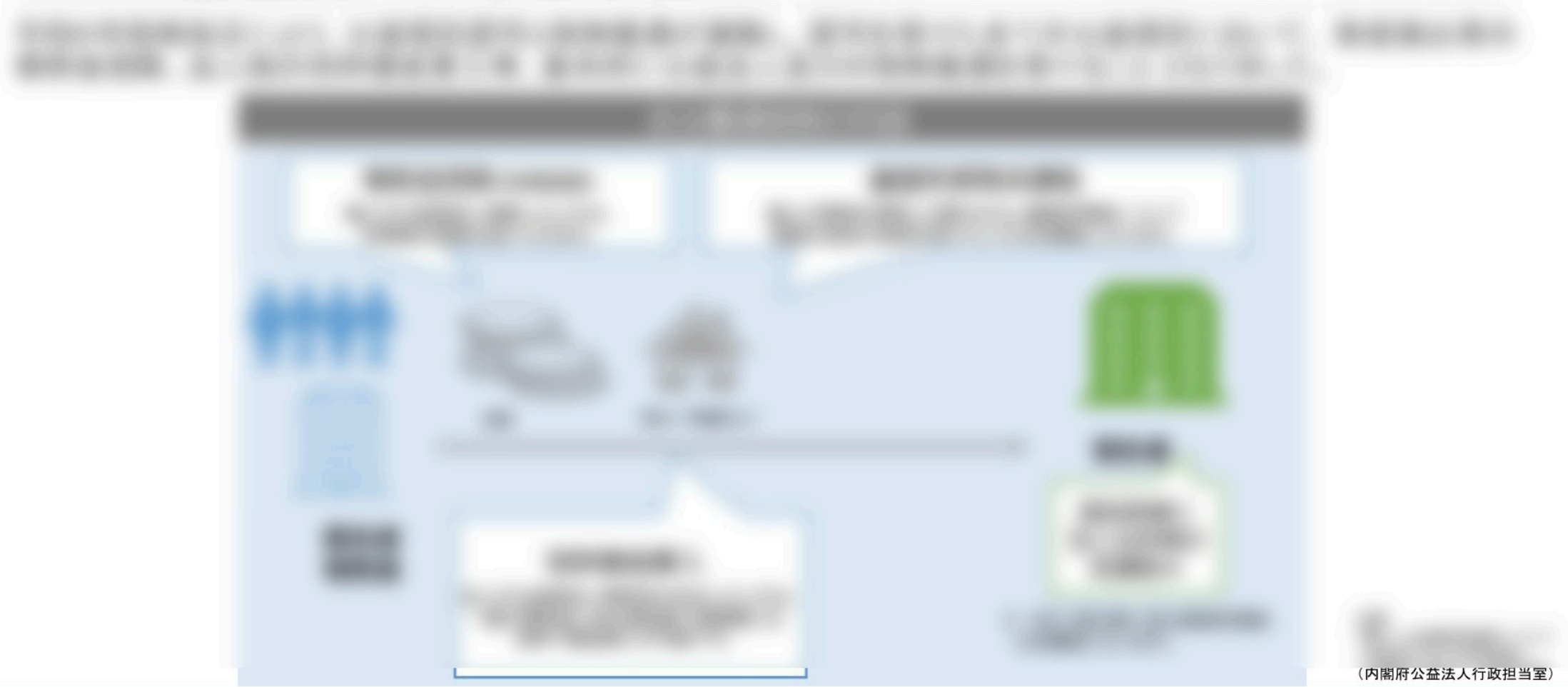

（内閣府公益法人行政担当室）

5.公益信託制度

(4)公益法人制度との主な相違点等

（内閣府公益法人行政担当室）

5.公益信託制度

(4)公益法人制度との主な相違点等

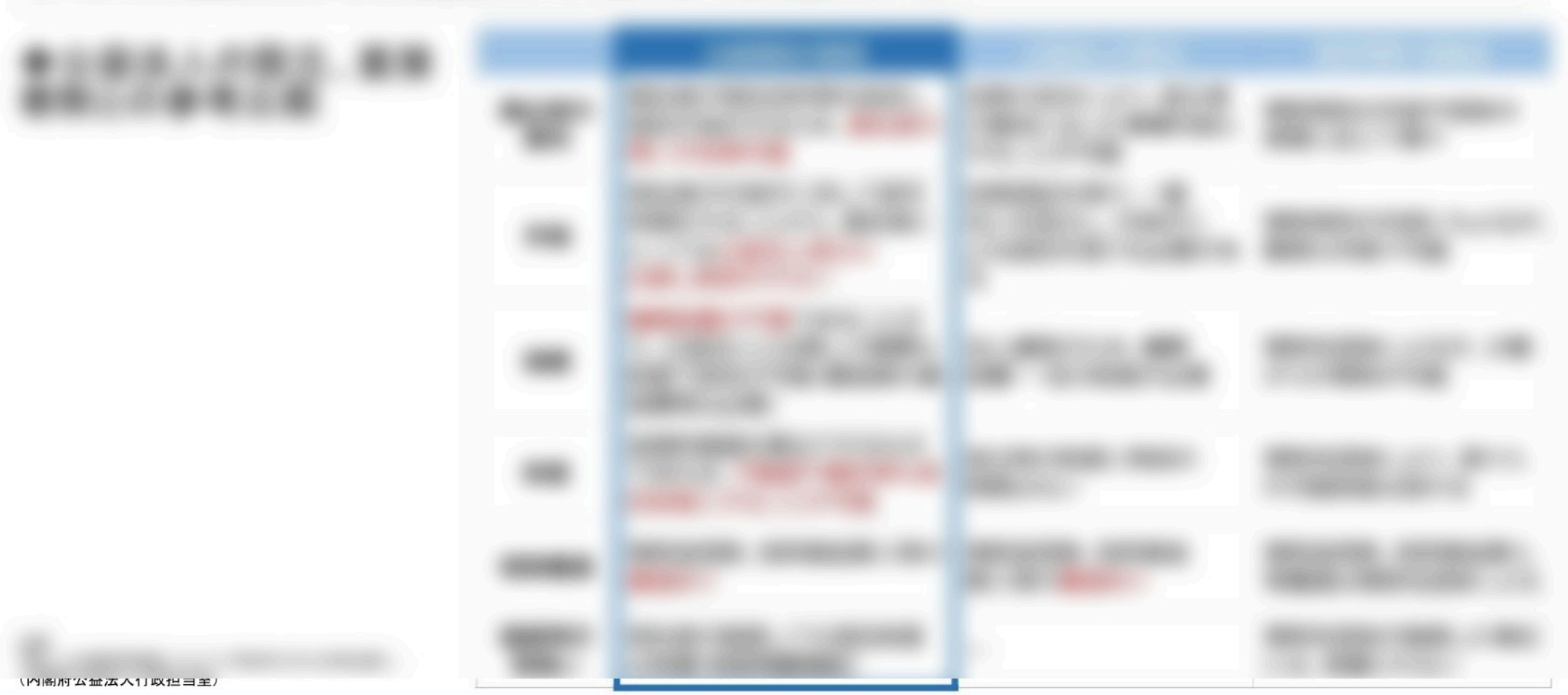

参考資料

・公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（令和６年 12 月改訂）
・「公益法人会計基準」（令和６年 12 月）
・「公益法人会計基準の運用指針」（令和６年 12 月）
・新公益法人制度説明資料（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
・新公益法人会計基準に関する説明会（講師：内閣府公益法人の会計に関する研究会 専門員　公認会計士　松前 江里子 氏）
・新公益法人制度～「財務規律の柔軟化・明確化」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
・新公益法人制度～「行政手続きの簡素化・合理化」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
・新公益法人制度～「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」編～（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
・内閣府 公益法人等制度改革に関する対話フォーラム ～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～ 基調報告
・公益法人協会セミナー「令和６年公益法人制度改正」について（公益財団法人　公益法人協会）
・公益財団法人公益法人協会「公益法人制度改革について」―改正公益認定法公布と公益法人会計基準見直しの動向―より
・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 第２回 FU 会合　事務局説明資料①「財務規律の見直しについて」
・「令和５年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）
・公益信託に関する法律案の概要【新公益信託法案】（内閣府）
・「新しい公益信託制度について（令和８年１月 14 日時点版）」（内閣府）
・ホームページ「公益法人 Information」
・ホームページ「内閣府」
・YouTube チャンネル「内閣府公益法人行政担当室(公益認定等委員会事務局)」https://www.youtube.com/channel/UCvhjnj5tTBxctH-dazVJGsQ

いずみ会計事務所　税理士:浦田泉
〒102-0084東京都千代田区二番町1-2　番町ハイム737　　TEL : 03-5210-2511　FAX : 03-5210-2513
【公益法人会計.com】 http://koueki-kaikei.com/

「実務でよくある！」税理士のお悩み

～公益法人編～

税務相互相談会
質問実例

2026年4月6日

税務相互相談会

実務判断において「この判断で良いのだろうか」という疑問や不安に
国税出身・税理士会研修など多くの講演実績がある専門性の高い税理士11名が回答します。

公益法人

消費税

贈与・相続税

法人税

所得税・譲渡所得

国際税務

印紙税

税務相互相談会とは？

Good

メールでいつでも直接質問・相談ができる

判断に迷ったとき、周りに気軽に相談できる人がいない。
何を参考にして判断すればいいのか分からない。
そんな方にぴったりです。
質問の回数に制限はありませんので、
何度でも相談いただけます。

事例1. 任意団体の収益事業開始時期について

前提

演劇の公演活動を行っている任意団体（法人格なし）です。これまでは団員の負担で、すべて無料公演として実施してきました。法人税の申告は行っておりません。

今後の方針として、再来年１月に初めての有料公演を予定しており、その後も年数回程度の有料公演を継続的に行う予定です。この有料公演についてはチケット収入（年1000万円程度）が見込まれることから、法人税法上の「収益事業（興行業）」に該当し得るものと考えています。

一方で、公演そのものは再来年１月ですが、公演企画・出演者との打合せ / 会場の予約・会場費の支払 / 稽古場を借りての練習　等に伴う支出は、間もなく発生し始める見込みです。

事例1. 任意団体の収益事業開始時期について

Q

質問１．
このようなケースにおいて、法人税法上の「収益事業を開始した日」は、どのようなタイミングと考えるのが妥当でしょうか。この収益事業開始日と認定される日に応じて、法人税の申告義務が生じるものと考えております。

たとえば
①準備段階（企画・会場予約・稽古等）から
②公演の告知・広報を開始し、対外的に収益事業が見込まれる時点から
③チケット代の受領（前受金計上）の時点から
④実際に公演を行い役務提供をした時点から

などが考えられるものと思います。いずれを「収益事業開始日」と考えるべきか、実務上の一般的な取扱いや参考となる通達・裁決等があればご教示ください。

事例1. 任意団体の収益事業開始時期について

Q

質問２．
質問1の収益事業開始日を②～④ととらえた場合、収益事業開始前の支出については「開業費」等の繰延資産として処理するという考え方でよろしいでしょうか。

あるいは、準備段階から収益事業として申告し、その事業年度の損金として処理するのが望ましいでしょうか。

実務での処理方法・留意点があればご教示いただけますと幸いです。

【参考条文・通達・ＵＲＬ等】
法人税法第3条（人格のない社団等）　法人税法第150条（収益事業開始の届出）　法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）

事例2. 一般財団法人が行う事業者に対する費用負担の非営利要件への抵触について

前提

顧問先は非営利型法人である一般財団法人です。
当法人は市における持続可能な観光地域づくりを推進するため、観光事業を戦略的に行うことで本市経済の発展と市民生活の質の向上に寄与することを目的としています。
当法人の事業資金は全て市から補助されており、残った補助金は全て市に返還されています。

事例2. 一般財団法人が行う事業者に対する費用負担の非営利要件への抵触について

Q

当法人は市からの要請によりインバウンド誘客事業の取り組みとして海外の旅行博へのブース出展を計画し、そのための現地視察と商談会に参加する受け入れ先となる宿泊事業者に対して参加協力を募りました。

事業者の海外視察の参加にあたっては、その参加費の一部を当法人で負担することとしています。この参加費の一部負担が、法人税法施行令第3条第2項第6号に抵触しないかご教授いただきたいです。

【参考条文・通達・ＵＲＬ等】
法人税法第2号第9号の二(イ)　　法人税法施行令第3条第2項第6号

【添付資料】
https://kachiel.jp/sharefile/sougosoudan/251014_2.jpg

事例3. 一般社団法人非営利型の収益事業判定について

前提

・一般社団法人（非営利型）
・これまで非営利型以外の法人でしたが、当年度より非営利型に移行したそうです。
・前任税理士が非営利型は取り扱わないとのことで、当年度より税理士交代となりました
・法人側で収益事業に該当するものがないか税務署に相談したが、
　非営利型なので今後は申告は不要と言われたそうです。
・助産院を営んでいます（産前産後ケアのみ出産は取り扱っていない）

事例3. 一般社団法人非営利型の収益事業判定について

Q

質問1.
業界団体から委託される事務運営収益は収益事業になりますでしょうか？

・医師会・歯科医師会・薬剤師会・助産師会のような同業者団体から、事務局運営を委託されています。
・委託事務の主な内容は振込事務や会報の郵送など
・運営委託費収入としては次のような内容が発生するので、実費相当額を定額でいただいているそうです。
　−人件費（時給×1日時間×月の労営業日数）
　−郵送物・コピー機を置くための家賃相当額
　−コピー機利用料
・実費相当額をいただいているが、実態よりも経費がかかるので、赤字申告になってしまう状況。

事例3. 一般社団法人非営利型の収益事業判定について

Q

質問2.
産前産後ケアに関する認定講座に関する収益がありますが、技芸教授業(22種類の限定列挙)に該当しないので、収益事業ではないと判断しましたが、この認識でよろしいでしょうか？

質問3.
ベビー用品を販売しているのですが、こちらは34事業の物品販売業として収益事業であると判断しましたが、この認識でよろしいでしょうか？

【参考条文・通達・ＵＲＬ等】
法人税法施行令第5条第1項第30号　他

サービス開始から

14年の提供実績！

Good

税務相互相談会が選ばれる理由

信頼できる税理士に直接相談

回答制限なし！

それぞれの税目ごとにその道のプロフェッショナル税理士が回答いたしますので、回答のクオリティに関しては絶対的な自信があります。

質問・相談を検索できる

専用サイトで検索可能

入会以降の質問は全て閲覧OK！書籍・ネットなど多くの情報から根拠を探していた手間を大幅削減し効率よく実務上の悩みを解決！

迷いやすいポイントから学べる

ミス防止対策に！

全会員の事例を閲覧できるため、他の税理士が直面した具体的な実例から自分に必要な知識を補いミスを未然に防ぎます。